定　　款

InfiniCloud 株式会社

（2026 年 3 月 13 日改定）

定　款

第1章　総則

（商号）

第1条　当会社は InfiniCloud株式会社 と称し、英文では InfiniCloud Co. Ltd. と表示する。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発、販売及び賃貸
2. インターネットを利用した各種情報提供サービス業及び広告業務
3. データセンターを利用したサーバの設置、利用サービス及びその管理業務
4. インターネット及び閉域網接続サービスの提供
5. コンピュータ及びその関連システムの開発・販売・保守
6. コンピュータによるシステム開発及びコンサルタント業
7. システムインテグレーション（総合的なコンピュータシステムの構築及び保守）業務
8. コンピュータを利用した顧客管理及び顧客リストの管理・分析業務の代行
9. 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を静岡市に置く。

（公告方法）

第4条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関の設置）

第5条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

第2章　株式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、175万2,000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2．会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株主総会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。

2　取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（書面及び電磁的方法による議決権の行使）

第18条　株主は、取締役会の定めるところにより、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

（株主総会の議事録）

第19条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章　取締役及び取締役会

（員数）

第20条　当会社の取締役は、7名以内とする。

（選任及び解任の方法）

第21条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって、取締役CEO1名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。

2　取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第29条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第31条　当会社は、会社法第426条第1項の定めにより、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が定める額とする。

第5章　監査役及び監査役会

（員数）

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

（選任及び解任の方法）

第33条　監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第34条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第36条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第39条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第41条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき監査役との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が定める額とする。

第6章　計算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

（剰余金の配当）

第43条　当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第45条　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条　変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずる。

2　本附則は、第1項で定める効力を生ずる日をもってこれを削除する。

改定履歴

第2版　2021年1月18日改定　（商号変更）
第3版　2021年6月21日改定　（発行株式の総数の変更）
第4版　2021年12月20日改定　（株主名簿管理人の設置ほか）
第5版　2022年1月24日改定　（取締役社長を取締役CEOに名称変更）
第6版　2022年9月12日改定　（発行可能株式総数の変更）
第7版　2022年11月1日改定　（監査役会設置の内容に修正）
第8版　2023年4月3日改定　（商号変更）
第9版　2024年9月13日改定　（A種優先株式に関わる修正）
第10版 2026年3月13日改定　（譲渡制限削除ほか）